

## 産業廃棄物処分業許可証

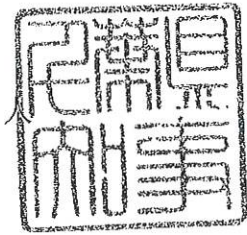
住 所 千葉県野田市上三ヶ尾268番地の2

氏 名 株式会社共栄サービス

代表取締役 諸橋 宏則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項  
第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊



許可の年月日 令和2年6月11日

許可の有効年月日 令和7年5月7日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

破碎及び圧縮による中間処理

#### (2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。), (イ) 紙くず, (ロ) 木くず,  
(ハ) 繊維くず, (ニ) ゴムくず, (ホ) 金属くず(自動車等破碎物を除く。),  
(ヘ) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。), (ヘ) がれき類  
(これらのうち, 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 圧縮による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。), (イ) 紙くず, (ロ) 木くず,  
(ハ) 繊維くず, (ニ) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスウールに限り,  
自動車等破碎物を除く。)  
(これらのうち, 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を処分できない。

再複写無効  
確認印の無いものについては  
当社が発行した許可証(写し)では  
ありません。

(続)

認  
印

株式会社共栄サービス

(許可証の続き)

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1, 2及び3のとおり

3 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、施設の維持管理を徹底するとともに、散水等により周辺への飛散を防止すること。

(2) がれき類等の破碎施設における産業廃棄物の処理は、午前8時から午後5時までの間の8時間とし、建屋及び処理施設等の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成12年 5月 8日 新規許可

令和 2年 6月11日 更新許可

令和 3年 8月20日 変更届 (がれき類等の破碎施設の処理品目の一部廃止,  
破碎施設の新規設置, 圧縮施設の稼働時間の  
延長及び保管施設の変更)

令和 4年 5月17日 変更届 (保管施設の変更)

令和 5年 1月16日 変更許可 (圧縮による中間処理にガラスくず, コンクリートくず  
及び陶磁器くずの品目を追加)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(以下余白)

## 許可証別紙1

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
がれき類等の破碎施設 (施行令第7条第8号の2)	ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 9.9 t/日 (1.24 t/時×8時間) がれき類 10.8 t/日 (1.36 t/時×8時間) (平成12年4月14日)	1	千葉県野田市 上三ヶ尾字 金剛寺268 番2の一部
破碎施設 (施行令第7条第7号, 第8号の2) (令和3年2月12日, 第2020-1-509号)  (変更許可: 令和3年7月2日, 第2021-2-516号)	廃プラスチック類 5.76 t/日 (0.48 t/時×12時間) 紙くず 6.72 t/日 (0.56 t/時×12時間) 木くず 5.64 t/日 (0.47 t/時×12時間) 繊維くず 3.96 t/日 (0.33 t/時×12時間) ゴムくず 6.36 t/日 (0.53 t/時×12時間) 金属くず 9.24 t/日 (0.77 t/時×12時間) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 14.28 t/日 (1.19 t/時×12時間) がれき類 24.12 t/日 (2.01 t/時×12時間) (令和3年8月18日)	1	
石膏ボードの破碎施設	96 t/日 (4 t/時×24時間) (平成16年9月22日)	1	
圧縮施設	廃プラスチック類 32.4 t/日 (1.35 t/時×24時間) 紙くず 36.0 t/日 (1.50 t/時×24時間) 木くず 42.72 t/日 (1.78 t/時×24時間) 繊維くず 29.28 t/日 (1.22 t/時×24時間) (令和3年8月18日) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 53.28 t/日 (2.22 t/時×24時間) (令和4年9月20日)	1	

(以下余白)

## 許可証別紙2

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず 保管施設 (処理前)	210m <sup>2</sup> 220m <sup>3</sup>	1	千葉県野田市 上三ヶ尾字 金剛寺268 番2の一部
廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず, がれき類 保管施設 (処理前)	159m <sup>2</sup> 153m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず 保管施設 (処理前)	7.6m <sup>2</sup> 8.0m <sup>3</sup> (8m <sup>3</sup> コンテナ 1台)	1	
廃プラスチック類保管施設 (処理前)	7.6m <sup>2</sup> 8.0m <sup>3</sup> (8m <sup>3</sup> コンテナ 1台)	1	
紙くず保管施設 (処理前)	16m <sup>2</sup> 16m <sup>3</sup> (8m <sup>3</sup> コンテナ 2台)	1	
金属くず保管施設 (処理前)	16m <sup>2</sup> 16m <sup>3</sup> (8m <sup>3</sup> コンテナ 2台)	1	
ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず, がれき類 保管施設 (処理前)	40m <sup>2</sup> 40m <sup>3</sup> (8m <sup>3</sup> コンテナ 5台)	1	
廃プラスチック類, 繊維くず (廃置) 保管施設 (処理前)	26m <sup>2</sup> 80m <sup>3</sup>	1	
金属くず保管施設 (処理前)	7.6m <sup>2</sup> 8.0m <sup>3</sup> (8m <sup>3</sup> コンテナ 1台)	1	
廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類保管施設 (処理前)	73m <sup>2</sup> 88m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)

## 許可証別紙3

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
ゴムくず保管施設 (処理前)	2.0m <sup>2</sup> 2.0m <sup>3</sup> (2m <sup>3</sup> コンテナ 1台)	1	千葉県野田市 上三ヶ尾字 金剛寺268 番2の一部
廃石膏ボード保管施設 (処理前)	348m <sup>2</sup> 963m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類 保管施設 (処理後)	48m <sup>2</sup> 53m <sup>3</sup>	1	
金属くず保管施設 (処理後)	8.0m <sup>2</sup> 10m <sup>3</sup> (10m <sup>3</sup> コンテナ 1台)	1	
廃プラスチック類、ゴムくず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、金属くず、 がれき類保管施設 (処理後)	80m <sup>2</sup> 150m <sup>3</sup>	1	
紙くず保管施設 (処理後)	16m <sup>2</sup> 50m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず保管施設 (処理後)	120m <sup>2</sup> 360m <sup>3</sup>	1	
廃石膏ボード保管施設 (処理後)	50m <sup>3</sup> (50m <sup>3</sup> タンク)	2	
木くず保管施設 (処理後)	7.6m <sup>2</sup> 8.0m <sup>3</sup> (8m <sup>3</sup> コンテナ 1台)	1	
廃プラスチック類保管施設 (処理後)	7.6m <sup>2</sup> 8.0m <sup>3</sup> (8m <sup>3</sup> コンテナ 1台)	1	

(以下余白)